

「会社自体」の自律化と株主の疎外

——片岡信之の企業支配論の検討——

村 田 和 彦

1 序

現代企業においては、「会社自体」が結合資本の所有者であり、株主から自律化した「機能資本家」であり、これに対して株式所有者である株主は、結合資本の価値増殖機能からは疎外され、企業の外部利害者集団となっているとする独自の企業支配論を展開しているものに、片岡の所論¹⁾がある。われわれの理解するところによれば、この片岡の所論は、結局、現代企業の支配者として「会社自体」を想定するものであり、しかも「株主の自己疎外」を踏まえて構築されているだけに、「会社自体支配」論としては、強固な理論体系となっている。

本稿は、この片岡の企業支配論の批判的検討を試みることを課題としている。以下においては、まず片岡の企業支配論の起点にある問題意識を明らかにする(第2節)。続いて、現代企業の所有と支配に関する特徴として片岡によって指摘されている事項を明らかにする(第3節)。その上で片岡の所論に含まれている問題点を取上げる(第4節)。そして最後にわれわれが片岡の所論から学びとらねばならない事項を導出していくこととする(第5節)。

2 片岡の企業支配論の問題意識

——「法物神的企業支配論」からの脱却——

現代の資本主義社会において巨大株式会社企業が占めている位置の大きさと、この巨大企業の活動が人々の生産生活と消費生活に及ぼしている影響力の大きさ

とを考慮するならば、「現代企業を所有し、支配しているのは誰なのか、現代企業の目的や構造はどうなっているのか」(i頁²⁾)という問いは、きわめて「重要かつ基本的な……問題」(i頁)であり、「経営学を学ぶ人のすべてが多かれ少なかれ一度は通過しなければならない問い」(i頁)となる。ところが片岡によれば、「重要かつ基本的なこの問題は、……今日に至ってもなお、必ずしも見解の一致がないのが現状である。」(i頁) こうした実状を打開しようとして、片岡は、「ひとつの構想を世に問うてみよう」(i頁)と決意する。それは、「株式の法律的所有権こそ資本であり資本家の経営支配力の核心である」(11頁)とし、「株式所有構造の変化を経営支配における変化の論拠とする」(11頁) 支配論、すなわち「法物神的企業支配論」から脱却して、「所有」を管理問題・意思決定問題として論じる「管理論的所有論」に立脚して「現代企業の所有・支配構造の特徴」を解明する企業支配論を構築するという構想である。この構想を片岡は簡潔に、「株主権的所有論から管理論的所有論へ」(iii頁)という形で表現している。

それではこうした構想を片岡をして描かせた問題意識は、どのようなものであったのであろうか。片岡の問題意識を彼自身の言葉で示すならば、つぎのとおりである。「資本主義社会で法物神的企業支配論への偏向を生んだ《所有》概念の狭い理解が、社会主義社会では法物神的・所有制変革万能論、国家集権偏向社会主義の誤謬につながった」(i頁)。「法物神的『所有』概念では、現代資本主義企業の所有と支配問題を解明しえないのみならず、現行の非人間的『社会主義』批判と克服の道をも解明しえない」(16頁)。

この場合に片岡が国家集権偏向社会主義を非人間的もしくは誤謬として批判する根拠を示すならば、つぎのとおりである。「たとえ形式的・抽象的に(あるいは法制的に)財産が全人民所有になろうとも、直接的生産者が経済的意思決定に参加して自分たちの所有権を現実に行使することができないならば、本当に社会主義とは言えない。」(16頁、傍点は片岡)「社会主義の本来の理念は労働者の民主主義、すなわち、労働者の主体的労働と成果の主体的分配に基礎をおくものであったはずである。生産手段の単なる法制上での国有化と官僚支配ではなくて、労働者による生産手段の主体的管理・支配こそが大切なのである。所有するとは

このような内実をこそ意味するのであって、単なる法制的・形式的帰属関係のみのことではないのである。」(Ⅲ頁)

集権的社會主義の非人間的現状に対する片岡の以上の批判は、生産手段に対する法的所有権を労働者に与えさえすれば、社會主義が実現するとする所有制變革万能論の基礎にある法物神的的所有概念そのものの再検討へと片岡を向かわせることとなる。すなわち、「所有」として「生産手段の法形式上の所有権」(19頁)を理解するのではなくて、むしろ生産手段の事実上の主体的管理、「事実として生産過程を十分にわがものとして享受」(21頁)していることを理解しなければならないと片岡は考えることとなる。片岡によれば、「所有」において重視されるべきは、「単なる法的所有権」よりも、むしろ「労働者が現実にどれだけ企業の意思決定に参加しているか(管理権、経営権の点で労働者がどれだけ企業をわがものとして所有=享受しているか)」(21頁)である。このことは、所有の問題は、管理の問題・意思決定の問題として論じられねばならないとする結論に片岡を導くこととなる。このようにして、片岡は、「所有を管理問題として論ずる所有論」(i頁)、すなわち「管理論的所有論」を構想するに至るのである。

それでは、法物神的的所有概念では、何故に現代資本主義企業の所有と支配の問題は解明しえないと片岡は解するのであろうか。片岡によれば、法物神的的所有概念は、所有を、資本主義社会にあっては、「株式所有」・「株式の法律的所有権」に狭く等置した上で、「株式の法律的所有権こそ資本であり資本家の経営支配力の核心であるとする『法物神』の表象を自明の前提とする構えをもつ」(11頁)。すなわちそれは、「株式所有こそ社会的支配力としての資本であり、その所有者こそ支配者としての資本家である」(12頁)とする。その上で、それは、「資本の支配力の掌握者は株式所有者だという法律的所有権の全能視に基づいて」(13頁)、ある時は「株式の相対的多数所有を根拠として経営支配に飛躍する」(12頁)し、ある時には「全く機能から分離された株式所有権に頑な思い入れをなす」(12頁)とともに、またある時には「株式所有者の経営からの分離」をもって、「経営における資本の規定性の消失=資本主義の消滅」(13頁)という結論に達したりする³⁾。こうした法物神的企業支配論に関して見落すことができないのは、それが、

「取締役選任権という、経営支配の一つの条件になる可能性しかもたない形式的契機で支配の問題を論じてしまい、経営支配の核心たる利潤創出のための意思的支配行為を等閑に付す」(11頁)のものであることである。したがってこうした欠陥をもつ法物神的企業支配論でもってしては、現代企業の所有と支配の問題は解決されないと、片岡は解するのである。片岡のこうした見解の基礎にあるのは、片岡によって引用されている浅見克彦のつぎの指摘である。「……株式所有は、支配の一条件になりうるものにすぎず、……それは現実的支配そのものではないし、それに連結する必然性ももたない。そもそもマルクス主義の社会認識からすれば、現実的支配は経営内の労働支配を中心に捉えられるべきであり、またその支配なしでは日常的利潤創出機能をもたない支配しか論ずることができなくなる……。」(12頁)

さて片岡は、このようにして「管理論的所有」概念の重要性を強調する一方で、「疎外論・物象化論的視点が、株式所有構造にこだわりすぎる法物神的企業支配論の系譜の見解からの脱却にとって重要である」(i頁)ことを指摘している。それでは一体、疎外論・物象化論的視点とはどのような視点であり、何故にこの視点が法物神的企業論から脱却にとって重要なのであろうか。

片岡によれば、資本主義社会においては、「資本（すなわち自己増殖をする価値）の運動のなかで、利潤獲得目的に関連する形で商品が生産され、販売され」(6頁)、そこでは人間は、資本家であれ賃労働者であれ、資本の自己増殖運動という物象的運動の人格的担い手として機能するかぎりでのみその存在を許される「疎外された存在」である⁴⁾。すなわち、「そこでは人びとが経済の主體的運営者なのではなく、逆に物象的経済世界が人びとを動かす『主体』である。その限りでいえば、資本家や賃労働者は、資本や労働という物象が個々人に刻印する一定の社会的性格を体化・人格化した存在にすぎない。」(9頁、傍点は片岡)しかも「現代株式会社においては、賃労働者はもとより、株主も経営者も疎外された存在として、物象的疎外構造の上ののっかっているのである。」(11頁)というのは、「株式の売買にあっては、現実資本（実際に会社で使われている結合資本）とは

別に、擬制資本の世界(証券市場の世界)の出来事として、独自の運動法則を株式はもつようになる(現実資本運動から外化される)。(10頁)結果、「企業の現実資本は、個々の株主の株式所有とは関係ない自立的な社会的構成体として客観化され、それ自身として自立した運動をする物象形態の性格を一層強めるに至る」(10頁)からである。このようにして、一方で、「今や株主たちは現実資本から疎外されたアウトサイダー的存在となる。」(10頁)「今や株主は現実資本の運動から疎外されており、その運動の外在的存在である。」(11頁)他方で、「現実資本が必要とする円滑な運動の担い手として取締役会や全般経営層がおかれ、会社法人を代表する自然人が選ばれる」(11頁)のであるが、この自然人、いわゆる専門経営者たちについてみるならば、「彼らは株主の資格においてこの地位につくのではなく、本質的には、現実資本じたいが要請してくる効率的運用者(現実資本の人格化)として地位につくのである。」(11頁)

このように、資本主義社会においては、資本の物象的自己増殖運動が人びとを動かす「主体」であるとするならば、そして現代株式会社企業においては、擬制資本から自立した現実資本の自己増殖運動が人びとを動かす主体であるとするならば、企業支配の研究もこの事態を踏まえて、現実資本の要請する日常的利潤創出機能の実態、したがってまた利潤創出のための現実の意思的支配行為の実態を解明していかねばならないと考えるのが、片岡なのである。以上において、われわれは、疎外論・物象化論的視点が法物神的企業支配論から脱却して、「管理論的所有論」に立脚する企業支配論を構築するためには不可欠であるとする片岡の主張の根拠を明らかにした。なおここでわれわれは、片岡のつぎの論述を看過することができない。「所有と経営の分離・経営者支配といわれる現象の存在と、他方で、企業が依然として資本運動であること——この両者を統一的にうまく説明する論理としては、物象化論・疎外論の論理が最も説得的であるように、私には思われる」(13頁)。というのは、擬制資本運動からの現実資本運動の自立化の進展の下では、「経営で利潤が創出されてさえいれば機能なしで目的=利潤を実現できる資本所有者が経営から分離されうる(し)、そしてその場合にも何ら資本の規定性は傷つけられない⁵⁾」(13頁)からである。

3 「会社自体」の自律化と株主の疎外

——現代企業における所有と支配の特徴——

片岡は、「『会社自体による現実資本の自律的所有』の進んだ企業」(79頁)として現代企業を把握した上で、まず「会社自体による現実資本の自律的所有」の促進要因を解明し、続いて現代企業の「所有と支配」の特徴を究明することに努めている。

「会社自体による現実資本の自律的所有」の促進要因については、片岡は、つぎの三つの要因を指摘している。第1の促進要因は、「株式が、擬制資本の運動の中で、株主にとっては事実上の利子生み資本化し、その結果、資本金や他人資本は外部資本として一括され、他方では利益準備金、任意積立金、繰越利益、減価償却費計上、諸引当金計上などの自己金融が(外部資本市場の制約から自由な)内部資本とされるようになる」(78頁)ことである。第2の促進要因は、「証券市場の発展とともに、株式発行が特定少数出資者中心の私募から不特定多数一般投資家まで拡大した公募へと移行するようになり、それによって株式所有者の貨幣資本家性、さらには単なる出資者性が一層進む」(78頁)結果、「株主の現実資本支配力は、……弱まる」(78頁)とともに、「出資者=株主が相対化され、企業の外部的利害者集団化すること」(79頁)である。第3の促進要因は、「企業が巨大化し、自己金融によって資金需要をまかなうことができるようになる」(79頁)につれて、「貸付資本(債権者資本)の紐帯の弛緩」(79頁)が生ずることである。

さて、それでは、「会社自体による現実資本の自律的所有」の進んだ現代企業においては、「所有と支配」にかかわって、どのような特徴が見出されるのだろうか。こうした特徴として片岡は、つぎの12の事項を挙げている。

(1)利潤や負債の位置づけの変化。「利潤はすべて企業家のもの・投資家のものとする観念から、利潤は企業自体のものであるとする観念への移行」(80頁)が

見出される。「簿記会計的には貸借対照表方程式 $A=L+C$ (資産=負債+資本) の視点が重視され、今や負債と資本は対立するものというよりは総資本として統一的に捉えられ、その中での債権者や出資者の各持分として理解する方向へと進むのである。」(80頁)

(2)内部金融傾向の定着とその巨額化。「自己金融による内部資本こそ企業にとって最も自己資本らしい自己資本であるという状況がある。」(80頁)「内部金融の増大によって、企業は資本コスト不要の資金を確保して設備合理化を行い収益力を高めることができるし、剰余金増加による株価上昇で資本集中力を高めることもできる。『資本所有』(株主持分)の後退や金融機関融資の後退によって、出資者や債権者コントロールから自由となつて、企業の自律性を高めることの可能性も開けてくる。」(82頁、傍点は片岡)

(3)創業者利得や企業者利得の帰属の仕方の変化。「創業者利得はかつては企業の外へ持ち去られるものであったが、現代企業では株式プレミアム(払込剰余金)として内部留保され、企業の現実資本の蓄積にまわされるようになった。」(82頁)「さらに企業者利得(利潤から利子を差引いた残部)についても、利益剰余金として内部留保され、企業外に流出しなくなった。」(82頁—83頁)

(4)株主の軽視と株主の外部利害者集団化の傾向。「配当は今や、企業活動の成果=利潤の確定後に出資者(株主)が主体的にその分配を決定するのではなく、逆に、経営者によって利子と同じくコストと観念され、彼によって予め予定されるのである。高株価・低利回り政策、株式プレミアムの株主への還元の不十分——こうしたあり方をみれば、株主軽視、『会社本位』の配当・資本調達であるとの批判が出るのは当然であろう。」(83頁)

(5)「会社の機関」とされている法的レベルでの構造(株主総会、取締役会)と企業自体の経済レベルでの構造(現実資本運動の構造化された協働体系)との分離・乖離と「資本の人格化」の自然人から組織(機関、制度)への移行。「現実資本運動が、恣意的來雑物の入らない純粹合理的な物的・資本運動として、資本物神性を完成する。」(184頁)「かつては資本機能という物象の人格化は個人機能資本家(自然人としての機能資本家)であった。株式会社化は少くとも形の上で、

『資本の人格化』を法人の形で完成する。それでも初期の株式会社では、依然として実質上では、自然人としての個人機能資本家が現実資本機能の人格化でありえたのであった。だが、……現実資本運動構造の自律化がすすむにつれて、実質上においても、個人機能資本家が現実資本の人格化であることはますます少なくなってくる。個人機能資本家にかわって、彼の行っていた支配・管理業務を分業的に遂行する管理組織とそこに配置される多くの経営者・管理者群があらわれる……。現実資本の価値循環の上に構造化され形成される（経済構造としての）企業自体……の中に、従来の個人機能資本家の機能が吸収され構造化されるのである。これが現代企業における管理機能のあらわれ方なのである。このような変化については、既に幾人かの論者によって、《会社それ自体の資本家化》等として先駆的に指摘されてきたところである。」(85頁—86頁傍点は片岡)「管理機能が会社内部に分業的構造として組み込まれ、会社自体がかつての自然人資本家に相当する存在になった」(86頁)のである。「……法的所有関係と経済的実態的な会社自体の自立との間の懸隔（法的所有関係と経済的所有関係の乖離）こそが、現代企業における《会社自体による現実資本の自律的所有》の背後に存在する構造なのである。純粹に事實的・経済的に見るならば、それゆえ、①株式会社は人の結合（社団）なのではなく、結合資本としての現実資本の現象形態なのであり、②法人格は法技術上の擬制ではなく現実資本の人格化なのであり、③《会社＝会社財産の擬制的所有者、株主＝眞の所有者》（現行法の論理）ではなくて、その逆に、《会社＝眞の所有者、株主＝擬制的所有者》なのである。」(88頁)

(6)資本機能の構造化（制度化）に関連しての専門的経営者・管理者層の量的増大と自律的支配力の強化。「企業で決定的支配力を行使しているのは、個人資本家・大株主・株主総会ではなく現実資本の側の管理組織とりわけ全般経営層組織であり、そこに雇用・配置された経営者たちである。」(93頁)「専門経営者の権力基盤は株式所有（持株比率、株主総会等）にあるのではなく、現実資本（個別資本）自体にある。」(ii頁)「今日の企業における取締役専制は株主の受託者（株主の代表）という点に実質的基礎を置くものではなく、会社自体（現実資本）を代表しそれに忠誠をつくしているのである。代表取締役をはじめ『企業最高幹

部』の力の源泉は、彼らの個人的能力もさることながら、それ以上に本質的には、会社自体が会社財産の所有者であり、経済的行為主体であり、企業幹部の雇用者であるという点に存在するといつてよい。会社に雇われて、現実資本の合理的・組織的運用を行うことこそ彼らの存在理由と権力の源泉なのである。」(92頁傍点は片岡)「……現代企業の経営者は、資本機能が構造化された形態たる経営管理組織に重層的に配置され、各部署で資本機能を分担しているのである。この意味で、経営者・管理者の権力基盤は、根源的には現実資本自体にあるとしなければならない。」(93頁—94頁)

(7)所有の統一的・完全包括的概念の分解と多元化。「現代企においては、かつてと異なり所有が分散し、多環節的多重的所有の形をとっている。」(107頁)すなわち、まず統一的・包括的所有から株主権的所有領域と経営管理権的所有領域とへの分化が発現をみ、株主権と現実資本支配(経営)権とに所有が分裂する。つぎに株主権と経営権は、それぞれの領域の中でも、さらに独自別個の発展をとげる。すなわち一方で、「企業的意思決定・支配・管理も株主(株主総会)→取締役会→代表取締役などへと階層別に分化帰属させられる形が法的規定として採用されてゆく。」(107頁)他方で「経営管理権の領域で実態面的にみてゆくならば、……同一的意思決定に対して組織階層の各部分主体が立案や審議や決定という形で多重的に係わり、多重的な影響力行使がなされ、事実上の意思決定権の分化が行われている。」(107頁)「もともと資本家の完全包括的所有の契機であった意思決定・管理は、今や経営者から一般従業員にいたる各レベルの労働者たちに分割されており、各労働者は自分に与えられた責任と権限の範囲内では一定の自律性をもちつつ行動しているのである。この場合、各労働者は一定の範囲の意思決定・管理を事実として掌握しているのであって、その限りにおいて、それを占有し、所有しているといえるのである。」(106頁)これを要するに、「現代企業の所有構造は、単一主体による包括的・排他的な管理権的所有(=支配)や株主権的所有というよりも、多くの多重的部分主体による不完全所有・分割所有の多重的合算的総体としてあらわれているのである。そのような形を通じて現代の個別資本はみずからの運動を貫徹しているのである。現代企業で自然人の絶対的支配

者が見つげにくくなり、支配構造が見えにくくなっている理由のひとつはこの点にあるのである。」(107頁)

(8)「完全包括的所有の契機に内包されていたもののうちで、株主権的所有領域よりも経営管理権的所有領域の方が、企業支配論にとってはるかに重要な意義をもつことが、ますます明らかになってきている。」(185頁)

「単なる株式所有が支配の決定的尺度になりえないことは明らかであろう。……株式所有はなるほど支配を(法的ないし制度的に)正当化するための一つ的手段とはなり得るであろうが、しかし唯一の根本的な支配源泉とすることはできないのである。換言すれば、企業の所有と支配の議論においては、株式所有と支配との関係を問題にするだけではなく、株主権的所有と経営管理権的所有の両領域を含む広義の所有概念(本来の所有概念)との関係において理解されねばならず、株式所有の問題はその脈略との関連で部分的に位置づけて論じられる必要があるのである。」(108頁)「現代企業の所有と支配問題は、株式所有構造論次元の所有だけでなく、むしろ管理論次元の所有(所有としての管理)の問題として論じられるべきものである。」(109頁)

(9)「現代企業では、本質的には利潤追求・資本蓄積行動であるものが、企業の下分化・重層構造化による企業目標の連鎖化および利潤概念の狭隘化の中で、直接的な利潤目的としては現象しない。」(ii頁)「株主が現実資本から外在化され、また、現実資本で機能する結合労働体が階層的秩序体系の形をとり、相対的に自律した責任・権限の連鎖をとること等に関連して、企業(個別資本)の価値増殖目的のあり方が形を変えてくるとともに、それが多くの行動目標の連鎖に分化されてゆくことが注目される。この分化によって、個々の労働者達の担う職務の目標は、直接には必ずしも露骨な利潤追求目標そのものとしてはあらわれず、媒介された・派生的な形であられるようになるのである。」(112頁—113頁)

(10)「経営者は株主(支配)——経営者(従属)の関係によって彼の権力が基礎づけられているのではなく、結合資本としての個別資本(会社自体)の機能の担い手として基礎づけられている。」(116頁)「かつての自然人としての機能資本家にあたる存在は現代企業では会社機関や全般経営組織の形に止揚(制度化)され

ており、専門経営者個人はそこで配置される管理労働者として《制度化された機能資本家》の質料的担い手になっているといえよう。したがって、専門経営者個人が無媒介なままで、直接に現実資本（機能資本）の人格化としての機能資本家であるわけではないのである。」(121頁)「個人資本家が企業を所有した時代と異り、現代の巨大株式会社では、現実資本と擬制資本（株式資本）とへの資本の二重化を介して、現実資本（会社資本）の株主からの自律化が生じており、法的には会社は株主とは独立な人格（法人格）を与えられている。そして、旧来の狭い資本所有関係の外皮を破ることによって会社じたいが人的会社から物的会社に転じ、それとともに『資本の人格化』（資本主体性）は個人資本家から株式会社法人の諸機関（株主総会、取締役会、代表取締役、監査役）及び全般経営層組織へと制度化・物象化されてゆく。かつて個人資本家の一身に統一されていた諸機能は、現代企業では上記の諸機関・組織に重層的部分的に分化されており、これら諸部分の総体（セット）が必要に応じて（特殊な種類の）賃労働者たる専門経営者の配置によって遂行されるという形で、『資本の人格化』（資本主体性）の中味が組織的・社会的分業形態をとってあらわれるのである。」(121頁)

(ii)「企業支配形態の人格的支配から非人格的・組織的・物象的支配への移行、資本の論理と組織の論理の重層的複合」(ii頁)「現代企業では、個人資本家時代の企業と違って、組織や管理のもつ意義・占める位置が飛躍的に大きくなった」(122頁)「労働力の協働的機能形態としての組織は巨大な階層的秩序構造……をなし、一種の官僚制的特徴をもつようになる。規則、権限、階層、文書、専門的訓練、専従などの諸特徴、さらに、そこから生起する正確性、精密性、迅速性、精通性、継続性、慎重性、統一性などの特徴は、協働関係が制度的に物象化され、習慣化ルーチン化された労働規律が規範的強制力としてはたらく社会的威力（soziale Macht）として物象化された姿を示しているといえよう。換言すれば、かつての人格的支配から物象的連関の中での・物象的強制（技術的および組織的に媒介される強制）による非人格的支配への変化が現代企業の支配構造を特徴づけているのである。」(122頁)「企業の巨大な組織構造は、根源的には可変資本としての労働力の機能形態（剰余価値の生産＝取得＝所有形態）なのであり、究極

において個別資本運動から切り離しては論じえないものである。」(122頁)「物象的運動体としての個別資本は、組織・管理のあり方をまた物象化された構造につくりあげてゆくのである。」(185頁)「現代企業の考察にあたっては、かつての企業者個人と企業を同一視しても差し支えなかった段階(組織がさほど重要でなかった段階)とは異なって、組織の論理の十分な説明を行ったうえで、これと個別資本運動(資本の論理)との関連をたぐってゆくことが必要となってくる。」(122頁—123頁)

(12)会社自体の株主化。「管理機能が会社内部に分業的構造として組み込まれ、会社自体がかつての自然人資本家に相当する存在になったとすれば、株式所有の面においても、従来の自然人たる個人株主にかわって会社自体が株主として登場するようになるのも理の当然である(法人株主、機関株主)。かつての個人大株主がそうであったように、会社自体がこんどは(自社株や他社株を含む)擬制資本の所有者・現実資本の『所有名義』の所有者でありかつ自社現実資本の所有者・機能者であるという形をとるようになるのである。」(86頁)

以上において、われわれは、片岡が現代企業における所有と支配の特徴として指摘している事項を明らかにした。これを要するに、『現代企業においては、現実資本の所有者は、株式所有者・株主ではなくて、「会社自体」である。株主は、現代企業においては、擬制資本の所有者であるにすぎず、現実資本の運動からは疎外された外在的存在である。現代企業においては、かつての個人機能資本家に代って、「会社自体」が現実資本の自己増殖機能を担当する機能資本家になっている。この「会社自体」による資本機能の人格的担い手は、全般経営層組織とそこに配置された経営者たちである。専門経営者は、株主の代理人ではなくて、「会社自体」の代行者である。』これが、われわれが理解するところの、片岡の企業支配論の骨子である。

4 片岡の企業支配論の検討

前節までにおいて、片岡の企業支配論の特徴を明らかにしたので、本節におい

ては、片岡の所論に含まれている問題点について検討していくこととする。片岡の所論に含まれている問題点としては、われわれは、つぎの5点を挙げなければならない。第1点は、「管理論的所有」概念にかかわるものである。第2点は、株主が疎外された存在であるとする主張にかかわるものである。第3点は、現代企業における機能資本家は「会社自体」であるとする主張に関するものである。第4点は、物象化論・疎外論の視点と「支配者」研究との関係に関するものである。第5点は、所有・支配構造を変化させる推進力と、所有・支配構造の変化が企業活動と社会に及ぼす作用に関するものである。以下順を追って取上げていくこととする。

(1)「管理論的所有」概念

片岡の所論においては、「所有」概念の内実として理解されているのは、結局のところ、資本の運用行為、資本を機能させる行為である「管理」行為・「意思決定」行為である。しかもこの管理行為・決定行為こそが、「支配」という行為の内実をなすものとして把握されている。その結果、管理・意思決定・支配の内実をとみなさない「所有」は、たとえそれが法的レベルで「所有」とよばれているようにも、片岡が考える「所有」、すなわち「管理的所有」ではないこととなる。逆に法的レベルで「所有権」をみとめられていなくても、管理行為・意思決定行為の遂行が予定された職位に配置されていたり、実質的に管理行為・意思決定行為の遂行をやっている人々については「占有者」ひいては「所有者」として把握されることとなる。つまり、まず先に「管理」・「意思決定」の掌握・享受の事実が確認されて、その後にはじめて「所有」の存在が確認されるという手順が、片岡の「管理論的所有」概念の中には組込まれている。すなわち「管理」なき「所有」は、「所有」ではない。このことからでてくる問題は、現実には管理を担当している者を、すべて一律に「所有者」、さらには「支配者」とみなしてはたしてよいのかという疑問である。より具体的には、われわれが問題としたいのは、つぎのような場合である。現実には「管理」は自らは担当しなくて自らは管理組織を設計し、管理職位を編成し、この管理職位に、他者を「管理者」として雇用

し配置し、意に沿わぬ場合には解雇するという方法で、自己の意思を、直接管理を担当する者に押しつけている場合である。今、こういう形の行為を「間接管理」とよび、「管理職位」に実際についてこの「管理職位」に予定されている「管理行為」を遂行することを「直接管理」とよぶとするならば、片岡の「管理論的所有」概念においては、この二つを意識的に区別することの必要性に対する認識が欠如している。それだけではない。「直接管理」と「間接管理」とを区別した上で、むしろ「間接管理」の掌握者こそが分析の対象とされねばならないのに、なされてはいない。われわれは、これに対し、「間接管理」こそが、「企業の所有と支配」というテーマで問題にされているものであると解する。「直接管理」から「間接管理」への管理様式の変更が、「企業の所有と支配」というテーマを創り出したとするならば、「管理一般」あるいは「直接管理」ではなくて、むしろ「間接管理」に限定して、「支配」概念を規定するべきではなかろうか。

「管理論的所有」概念は、管理参加の内実をとまなわない「法物神的所有」概念への批判と反省から、片岡の所論においては、もち出されたものである。ただし、「直接管理」否、「間接管理」の正当性の基礎は、時々の社会の固有の法的所有秩序にもとめられることは否定されない現実である。実質的な管理参加が、生産活動に直接従事している労働者には許されていない事実の確認、実質的な管理を排他的に担当している主体の究明、特に、管理組織を設計し、管理職位に人を配置し、解任を実際に遂行している主体を、事実 に即して浮き彫りにする研究が社会主義体制においても、まず行われればよいのではなかろうか。

片岡は、現代企業における所有構造を特徴づける事項として、「単一主体による包括的所有から多くの多重的部分主体による不完全所有・分割所有の多重的合算的総体への変化」を「管理論的所有」論を基礎にして、指摘している。これは、結局、管理職能の協動的遂行の事実、多数の「管理職位」の編成とこの多数の「管理職位」を多数の人間が「占有」して、管理活動を遂行している事実を指摘したものにすぎず、これらの「管理職位」の占有者を「総体」として「所有者」、したがって「支配者」とするのでは、「企業の所有と支配」というテーマが究明する「所有者」・「支配者」とは乖離してくる。われわれは、「管理職位」を設

計し、この「管理職位」に人間を配置する行為こそが、「支配」行為であり、この行為を行うもののみを限定して、「支配者」として把握し、この「支配」行為こそ、「所有」の内実として把握すべきであると解する。

(2)「疎外された存在」としての株主

片岡の企業支配論において、株主一般は、現代企業においては、疎外された外的存在として把握されている。詳言するならば、株主は、「擬制資本」の所有者であっても、「現実資本」の所有者では決してなく、現実資本の価値増加機能からは疎外された外的存在として、片岡の所論においては規定されている。この片岡の規定は、Rudolf Hilferding のつぎの論述にその拠り所をもとめている⁶⁾。「ひとたび創造されるならば、株式は、それが代表する産業資本の循環 (der wirkliche Kreislauf des industriellen Kapitals) とはもはや何ら関係がない。株式の流通途上で株式を待ち受けている事件や事故は、生産資本の循環 (der Kreislauf des produktiven Kapitals) には直接には触れるところがない⁷⁾。」

われわれも、株式所有者の中に、資本の価値増殖機能に何らのかかわりあいをもたない者がいることについては、これを認めるに吝ではない。しかしながら、株式会社という企業形態を選択し、この創立を企図した経済主体がいたはずである。この株式会社企業の創立者については、少なくとも、株式所有すなわち資本所有と資本機能とは結合していたはずである。とするならば、この創立者は、株主であると同時に資本機能者であり、したがって株主が全員資本機能から疎外されているとは言われえないこととなる。

つぎに株式会社企業がすでに存続している状況についても、大口株主が資本機能から疎外された外的存在であると言いきることはできないとわれわれは解する。片岡の所論の中には、つぎのような論述が見出される。「……株主総会で多数派を占めることは、法的世界も一つの現実であり法レベルでの係争においては法が現実的力になりうるという意味では、まったく無意味なわけではない。それどころか、企業における現実資本機能の担い手となり組織での権力行使をするための

入場券のひとつとしては、依然重要性をもっているのであって、いわゆる乗っ取りなどの際の委任状獲得戦がこれを物語っているであろう。」(84頁、傍点は片岡) この論述では、大口の株式所有者であることが、資本機能を担当するための一つの条件であることは、ひとまず片岡もこれを承認している。しかし片岡はこの論述にすぐに続けて、つぎのように述べている。「しかしそれにもかかわらず、特定大株主が、ただそれだけの理由で、現実資本の機能的担い手として常時継続的に権力行使をする必然性はないのである。しかも株式分散によって、現実的にも、それは困難化の方向へ向っているのである。」(84—85頁、傍点は片岡) この片岡の論述に対して、われわれが主張したいのは、特定大株主は、常時継続的に権力行使をする必要性(傍点は村田)はないのであって、臨時的に必要な時に、現実資本の機能的担い手を任命したり、解任することが可能であればよく、しかもこの可能性は、特定大株主に対して、法的に保障されているということである。

これを要するに、特定大株主が株主総会という法的機構を利用して、現実資本の運用の仕方に対して、発言し、これを自己の意にそうものにしていく法的可能性が存在しているとすれば、株主を一括して、現実資本の運動から疎外された存在であるとする片岡の把握をわれわれはそのまま首肯することはできない。片岡自身も、買収側企業による被買収側企業の経営支配権の獲得に関して、「現実資本の経営支配権は、(その決定的重要性にもかかわらず)、その獲得に先立って株主総会決議の形式的洗礼を経るべきことが法的に規定されている」(126頁) こと、そして、「この法レベルの限りにおいて、擬制資本の世界のものである株式の保有が現実資本の支配に関連してくる」(126頁) ことについて述べている。このことは、たとえ形式的洗礼であれ、株主総会の決議なしには、現実資本の経営支配権の獲得が成立しないという法的事実をわれわれが軽視できないこと、すなわち株主がこの限りにおいてであれ、疎外された存在では必ずしもないことを示している。

(3)機能資本家としての「会社自体」

片岡の企業支配論においては、現代企業において、資本の価値増殖機能を現実

に担う「機能資本家」として規定されているのは、個人大株主でも、専門経営者でもなくて、「会社自体」である。その根拠としては、かって個人機能資本家・自然人機能資本家が担当していた資本の価値増殖機能が、現代企業においては、企業自体・会社自体の中に吸収され構造化されていること、より具体的には、資本の価値増殖機能が「会社機関」と、全般経営層組織・管理組織とそこに雇用・配置された多くの経営者・管理者群によって担当されるようになってきていることが挙げられている。つまり現代企業においては、「資本の人格化」が、個人・自然人から「組織」・「制度」すなわち「会社自体」に移行していることを主張しているのが片岡である。そもそも株式所有者である株主は、片岡によれば、擬制資本の所有者ではあっても、現実資本の価値増殖機能から疎外された存在であって、現代企業においては、機能資本家たりえない存在である。

専門経営者を機能資本家と規定する立場に対しては、片岡は、専門経営者は会社によって特殊な種類の賃労働者として雇用され、全般経営層組織に配置された存在であって、「専門経営者個々人が無媒介なままで、直接に現実資本（機能資本）の人格化としての機能資本家であるわけではない」（121頁）ことを強調している⁸⁾。

大口株主を機能資本家から除外することの問題点については、われわれは既に指摘している。株主を擬制資本の所有者、「会社自体」を現実資本の所有者であり、かつ機能資本家と規定する片岡の見解が、株主総体を間接所有者、「会社自体」を直接所有者と規定した上で、株主総体に「制約」という次元の支配そして「会社自体」に「決定・コントロール」という次元の支配を帰属させることによって「会社自体支配説」を展開する北原勇の所論よりも、「会社自体支配説」としては、より根拠づけが強固であることは、われわれもこれ認るに吝ではない⁹⁾。ただ問題は、一体、「会社自体」は、どのようにして、専門経営者を雇用し、経営組織に配置するのかについては、何ら明らかではないことである。

それのみではない。片岡の所論の中には、取締役会の形骸化と最高経営者（全般経営者）への実質的権限の移行、したがって経営者を機能資本家と規定する立場をむしろ支持するようにも解されるつぎのような論述も見出される。「取締役

会は、多面的な諸問題を実質的・子細に処理するには、あまりにも時間的・情報的に不十分であり、経営陣の提案が拒否されることはない。こうして、取締役会メンバーを兼ねている原案提出者の全般経営者（CEO など）に実質的権限が移行しているのである。全般経営者は、かくて、自らの後継者を実質上選任できるようになるし、また（建前的には取締役会が全般経営者を選任するはずなのに、実際にはその逆に）全般経営者が取締役人事をすら実質上握ることができるようになる。ここにたって全般経営者は、株式所有（株主総会）や取締役会からの建前上の制約とは殆ど無関係に自己増殖をとげてゆく集団の性格を露呈し、株式所有につながる法的建前からますます自己を自律化しつつある『現実資本の人格的担い手』の特徴を明確にあらわしたということができよう。」(102頁)

(4)「物象化論・疎外論的視覚」と企業支配研究

片岡の企業支配論にしたがうならば、現代企業において、資本の価値増殖機能を管理組織機構のうちに構造化する主体、管理職位を編成し、この管理職位に「資本の非所有者」をも専門経営者として雇用・配置し、なおかつ「資本の機能者」としての役割を演じさせる主体は、結局のところ、「会社自体」と表現された「現実資本」、否「個別資本」を置いて他にはない。しかもこれは、片岡の企業支配論が、「物象化論・疎外論的視覚」から企業支配を研究していることから導出される当然の帰結であるし、はじめから前提にされていることでもある。というのは、資本主義社会においては、資本の自己増殖運動が諸現象をひきおこす根源的原動力として規定されているからである。片岡は、一方で資本所有者である株主を資本機能から疎外された外的存在として規定し、他方で「極限的には、資本非所有者でも機能資本家であり得る」(66頁)と主張し、しかもこの主張は、「物象化論・疎外論の視点から《資本所有→所有資本家（貨幣資本家）、資本機能→機能資本家》として、物象→人格化として、捉える……立場では不思議ではない」(66頁)と論じている。出自の如何にかかわらず、「管理職位」に配置された人間は、機能資本家という経済的人格としての役割をはたす以外にはないのである。このようにして、つぎのような片岡の主張が展開されることとなる。「所有

と経営の分離・経営者支配といわれる現象の存在と、他方で、企業が依然として資本運動であること——この両者を統一的にうまく説明する論理としては、物象化論・疎外論の論理が最も説得的であるように、私には思われる」。(13頁)

しかしながらここでわれわれがさらに究明しなければならないのは、現実には、管理組織を構築し、管理職位を編成し、この管理職位に非資本所有者をも配置する具体的人間は、一体誰なのかという問いである。このような次元での問いは、物象化論・疎外論でははじめから設定される余地のない問いであるとするならば、このことは、われわれには、物象化論・疎外論の視点に立脚する片岡の企業支配論が論理的限界をもつものであることを意味する。というのは、現代企業の支配者は、「擬制資本」から自律した「現実資本」(会社自体)にまで成長した「個別資本」という物象的運動体であるという結論は、意思決定をする自然人を制約する「構造」が存在することにわれわれの注意を喚起するものではあるが、「会社自体」なるものの正体は、依然不明のままであるからである。

ただし、片岡の所論の中には、「作業組織の大規模化によって、管理活動が資本家ひとりでは不可能となり、『労働過程のあいだ資本の名で指揮する産業将校……と産業下士官……を必要とする』ようになり……」(38頁)という論述がある。この論述は、管理者を雇用するものは、自然人資本家であることを示している。片岡は、「一個の個別資本それ自体の上に生きた労働の結合構造(組織構造)がどう形成されてくるか」(36頁)を究明しているが、「いかなる自然人がいかなる動機にもとづいて組織構造を形成したのか」がさらに究明されるべきである。

(5)「所有・支配構造の変化」の推進力と作用

片岡は、現代企業における所有構造の変化としては、「単一主体による包括的・排他的所有から多くの多重的部分主体による不完全所有・分割所有の多重的合算的総体への変化」を指摘した。つまり現代企業における所有構造の特徴として、片岡によって「分解し多元化・分岐化・多環節化した管理論・組織論次元での所有のあり方」(188頁)が指摘された。そして片岡は、現代企業における支配構造に関しては、「人格的支配から非人格的・組織的・物象的支配への移行」を

その特徴として挙げ、その際、「個々の労働者の担う職務の目標は、直接には必ずしも露骨な利潤追求目標そのものとしてはあらわれず、媒介された・派生的な形であられるようになる」(112頁—113頁)ことを指摘している。

他方で、片岡の所論の中には、つぎのような論述が見出される。

「資本主義は資本蓄積、経済成長、効率性、競争力、技術発展、動態性などの点で集権的社会主義に対する相対的優位性をもちえた反面、利益第一主義とか効率第一主義と批判されるなどさまざまな否定的現象を伴ったこともまた事実である。市場という物象的世界で企業がエゴむきだしの利潤追求のみに走ることに對しては、一定の公的制御や管理がなされる必要があり、實際そのような方向に向ってきているのである。」(iii頁、傍点は村田)

その上で、片岡は、企業を、「消費者・地域・社会・環境に……貢献させてゆく」(188頁)ためには、「企業的意思決定(すなわち管理論的次元の所有)前提への公的介入がなされること」(188頁)の必要性を力説している。

ここでわれわれが問題にしなければならないのは、つぎの一連の事項である。

(i)「分解し多元化・分岐化・多環節化した管理論・組織論次元での所有のあり方」および「会社自体による非人格的・物象的支配」は、どのような経過をたどって「利益第一主義とか効率第一主義と批判されるさまざまな否定的現象」を生ぜしめることになるのか。その際、「個々の労働者達の担う職務の目標は、直接には必ずしも露骨な利潤追求目標そのものとしてはあらわれず、媒介された・派生的な形であられるようになる」(112頁—113頁)という片岡の指摘と「エゴむきだしの利潤追求」とは、一体、どのように結びつくのか。(ii)個人資本家が機能資本家である場合と、会社自体が機能資本家である場合とでは、「否定的現象」の現われ方にちがいが生ずるのか否か。(iii)個人資本家が機能資本家として、資本の論理に忠実な、資本運動の人格的担い手として、したがって「資本の人格化」として行動していることもあるとするならば、この場合の個人資本家の支配もその限りでは「物象的支配」であると解される。にもかかわらず、「個人資本家の人格的支配」という時には、「人間の意思や恣意の夾雑物」(9頁)が含まれていることを示しているとするならば、「会社自体による非人格的支配」と「個

人資本家による人格的支配」という対比の際に用いられている「人格的支配」という表現は適切ではなく、むしろ「個人的支配」あるいは「人間的支配」という表現に改められるべきではないのか。この点をわれわれが問題とするのは、片岡が自ら、「人間」と「人格」とを意識的に区別する必要性をつぎのように強調しているからである。「人格 (Person) はギリシャ悲劇の『仮面』(ラテン語でペルソナ) に由来するとされるように、役者そのものではなく、劇中で彼が割りあてられ表象する人物像(役柄)である。資本家が『資本の人格化』であるという場合、彼が資本運動の効率的遂行者として果す役柄を意味するのであって、彼の個人的な生活レベルでの人柄、人品、気品、品格、風格、人物、性格、人間味、キャラクター等々を問題にしているのではないのである。」(23頁—24頁, 注13)

(iv) 一方で巨額の資本の調達が必要とされ、他方で多くの非資本所者による専門的な資本運用がもためられていることが、株主の資本運用からの疎外と、管理機関による物象的支配の発現を余儀なくさせたとすると、しかもその際資本運用に関する専門経営者の意思決定の前提に、株主を含めて、企業の外部の多様な利害関係者集団が企業につきつけている要求が、経営者によって解釈された上で何らかの形で摂取されるとするならば、「否定的現象」を生ぜしめた原因は、企業の利害関係者集団の利害についての、専門経営者による誤れる解釈、あるいは不十分な摂取としてこれを把握してもよいのかどうか。

5 結

片岡の企業支配論からわれわれが学びとらねばならない事項は、第1に企業活動にかかわる「意思決定」機能・「管理」機能を根底において行っている主体を、企業の「所有主体」として把握すること、換言すれば、資本の価値増殖機能を根底において担当している主体を「所有者」として把握しなければならないことである。このことは、株式所有者が、自動的に「所有者」であるわけではけっしてないこと、を意味する。すなわち、「所有者」であるといわれうるためには、「資本機能者」でなければならないのである。しかも片岡においては、資本の価値増殖機能を担うことが、「意思決定」活動であり、「管理」活動であり、「支配」活

動であると把握されている。したがって結局、「支配」と「所有」とは、等しい内容のものに、片岡の企業支配論はなっている。このことは、株式の所有構造をいくら説明しても、それだけでは企業の支配構造の解明にはつながらないことを意味する。

第2に学びとるべき事項は、現代企業においては、資本の価値増殖機能は、「職位の編成体」としての「管理組織」のうちに、職位に実際に個人が配置される前に、その職位に配置された個人が担当しなければならない「職務」として、割当てられていることである。このことは、資本機能が、管理組織を構成する多くの職位に配置された多くの管理者によって、協働して担われていることを意味する。「現代企業の所有構造は、単一主体による包括的・排他的な管理権的所有(=支配)や株主権的所有というよりも、多くの多重的部分主体による不完全所有・分割所有の多重的合算的総体としてあらわれている」(107頁)という片岡の主張、および「かつての人格的支配から物象的連関の中での・物象的強制(技術的および組織的に媒介される強制)による非人格的支配への変化が現代企業の支配構造を特徴づけている」(122頁)という片岡の主張は、現代企業においては、「資本の価値増殖機能」が、資本を提供した特定の個人・自然人ではなくて、企業の管理組織によって、そこに配置される個人・自然人の変動にもかかわらず、継続的に担当される「仕組み」・「制度」・「構造」が用意されていることをわれわれに教えている。

第3に片岡の企業支配論から学びとらねばならない事項は、現代の株式会社企業においては、生産手段と労働力とを調達するために必要とされる貨幣資本が、特定の自然人資本保有者に依存することなく、不特定多数の資本保有者の比較的少額の遊休貨幣資本をも、証券市場を通じての株券の売買という形で、動員することにより調達される一方、他方で結合資本の所有主体を法的に「会社自体」と擬制するとともに、結合資本の運用主体・意思決定主体・管理主体を特定の自然人ではなくて、「会社機関」と「管理組織」とにすることによって、貨幣資本の提供者の変動にもかかわらず、結合資本の運用が継続的に遂行される「仕組み」が用意されていることである。ただし、「株式会社制度は、出資を株式の形に等

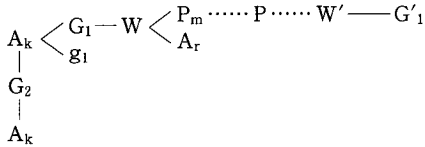
額分割し、それを株券という証券に化体させ、証券制度の中で流通させることによって擬制資本の世界をつくりだし、出資者と企業(現実資本)との人的結合を切断するものである」(53頁)という片岡の主張については、擬制資本の所有者であると同時に、現実資本の機能者でもあるような主体が、偶然的ではなく存在するのではないかという点では、依然として疑問がないわけではない。しかし、必要とされる資本が調達される機構が一方で制度的に用意されているとともに、他方で個々の資本提供者のその時々の変動にもかかわらず、資本の運用が制度的に継続して遂行される機構が用意されているということについては、これを、われわれは看過することはできない。

以上の3点は、結局、資本の調達と資本の運用の両面に関して、特定の個人に依存しなくてすむ「機構」・「構造」・「仕組み」がまさしく設計され、構築され、そしてそこに個人・自然人が配置され、配置された個人は、その出身の如何にかかわらず、「機構」・「構造」に事前に期待された活動なり役割を遂行することのみが許されることを、われわれに示している。しかしながら、こうした「機構」・「構造」・「仕組み」そのものは、一体、どのような自然人によって、設計され、構築されているのであろうか。こうした次元での設計者・構築者こそが、われわれが明らかにしなければならない「支配者」であるとするならば、これは、片岡の企業支配論においては、いまだ明らかにされているわけではない。

- 1) 本稿でわれわれが検討する片岡の企業支配論とは、つぎの著書において展開されているものである。
片岡信之、現代企業の所有と支配——株式所有論から管理的所有論へ——、白桃書房1992年。
- 2) 以下、本文中の括弧の中の頁数は、片岡信之の著書「現代企業の所有と支配」からの直接引用箇所を指すものである。
- 3) 片岡信之、前掲書12頁~13頁参照。
- 4) 片岡信之、前掲書9頁参照。
- 5) この文章は、片岡信之によって引用されている浅見克彦(『所有と物象化』世界書院、1986年)の論述である。
- 6) 片岡信之、現代企業の所有と支配、49頁参照。
- 7) Rulof Hilferding, Das Finanzkapital, Eine Studie über die jungste Entwick-

lung des Kapitalismus, Frankfurt am Main 1968, S.145.

なお、つぎの資本流通図を参照のこと。(片岡信之, 前掲書49頁)



(注) A_k は株式, A_r は労働力, g_1 は創業者利得

$A_k - G_2 - A_k$ は, 株式資本の運動

$G_1 - W \left\langle \begin{array}{l} P_m \cdots \cdots P \cdots \cdots W' - G'_1 \\ A_r \end{array} \right.$ は, 現実資本の運動

8) 片岡信之, 前掲書118頁—122頁参照.

9) 北原勇, 現代資本主義における所有と決定, 岩波書店, 1984年. 北原の「会社それ自体」支配説については, つぎを参照のこと, 村田和彦(稿), 株主支配と「会社それ自体」支配——北原勇の所論の検討——, 一橋大学研究年報 商学研究42, 2001年9月.

(一橋大学大学院商学研究科教授)